

この資料は令和6年度版の「受検の手引」からの抜粋です。令和7年度版の「受検の手引」は6月下旬に公表予定です。

## 2. 新規受検申込者の受検資格(旧受検資格)と提出書類

- (1) 令和6年度中における年齢が17歳以上の者で、受検資格区分(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)のいずれかに該当する者が受検できます。
- (2) 受検申請書類(A票、C票、D票)及び必要な証明書類等を提出してください。  
※申込みに必要な書類に不足があると受検できません。
- (3) 実務経験の内容及び年数、実務経験の証明等については、7～14ページを参照してください。
- (4) 指定学科・専修学校等の取り扱いについては、39ページおよび当センターホームページ内の「指定学科一覧」を参照してください。
- (5) 再受検申込者は17～18ページを参照してください。

### ご注意

受検資格のない方および書類不備等で、第一次検定の受検資格のみ満たす場合は、「第一次検定のみ」に検定区分を変更します。(その場合、第一次検定を合格しても当年度の「第二次検定」は受検できません)  
なお、検定区分の変更については、事前に文書にて通知します。

区分	学歴と資格	管工事施工管理に関する必要な実務経験年数		申込みに必要な書類	
		指定学科	指定学科以外	受検資格に応じて必要な証明書類	新規受検申込者全員が必要な書類
(イ)	学校教育法による 大学 専門学校の「高度専門士」*1	卒業後 1年以上 の実務経験年数	卒業後 1年6か月以上 の実務経験年数	卒業証明書(16ページ参照) ・卒業証明書は原本のみ ・卒業式で授与される卒業証書は不可 ・卒業証明書が旧姓の方は、戸籍抄本等(原本のみ)が必要です ・高度専門士・専門士は、称号が記載された卒業証明書が必要です (記載がない場合は別途証明書が必要) ・専修学校専門課程の卒業証明書には「専門課程」の記載が必要です	① <b>A票</b> ・19～21ページ参照  ② <b>C票</b> ・23～24ページ参照 ・証明用写真を貼付(15ページ参照)  ③ <b>D票</b> ・22ページ参照 ・振替払込受付証明書を貼付(15ページ参照)  ④ 住民票 ・15ページ参照
(ロ)	学校教育法による 短期大学 高等専門学校(5年制) 専門学校の「専門士」*2	卒業後 2年以上 の実務経験年数	卒業後 3年以上 の実務経験年数		
(ハ)	学校教育法による 高等学校 中等教育学校(中高一貫6年) 専修学校の専門課程	卒業後 3年以上 の実務経験年数	卒業後 4年6か月以上 の実務経験年数		
(ニ)	その他(学歴を問わず)	8年以上の実務経験年数		—	
(ホ)	技能検定合格者 職業能力開発促進法による技能検定のうち 検定職種を1級の「配管」(建設配管作業と するものに限る以下同じ)又は2級の「配管」 とするものに合格した者	4年以上の実務経験年数 ただし、1級「配管」(建築配管作業)の資格を取得した者又は、平成15年 度以前に2級「配管」(建築配管作業)の資格を取得していた者は、実務経 験の記載は不要です。 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成15年12月25日厚生 労働省令第180号) (改正前の職業訓練法施行令(昭和48年政令第98号)による「空調調和設備 配管」若しくは「給排水衛生設備配管」又は「配管工」を含む)		・1級又は2級の技能検定に合格したことを証する書類(写) (卒業証明書は必要ありません)	

\*1 16ページ参照

\*2 16ページ参照